

大 個 審 第 2 9 号  
( 答 申 第 3 2 9 号 )  
平成 3 0 年 1 2 月 2 1 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会  
会長 柳井 健一

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 3 0 年 1 2 月 1 7 日付け高介第 3 5 6 5 号で諮問のありました「若年性認知症の有病率及び生活実態に関する調査」(以下「本件調査」という。)に係る大阪府個人情報保護条例第 7 条第 3 項第 7 号に規定する個人情報の本人収集の原則に対する例外事項及び同条第 5 項に規定する要配慮個人情報の収集禁止の原則に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることが前提に、本件収集に関して例外事項に該当するものとして取り扱って差し支えないものと認めましたので、答申します。

記

- 1 実施機関において、「個人情報の取扱い及び管理に関する要綱」に則り、本件調査のために用いる個人情報の管理責任者を定めるなど、個人情報の漏えいの防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。  
また、本件調査において個人情報を取り扱う職員については、必要最小限の人数とすること。
- 2 本件調査における個人情報の収集は、目的達成のため必要最小限とすることとし、収集した個人情報について、本件調査終了後、必要がなくなったときは確実に、かつ速やかに廃棄すること。
- 3 本件調査の委託先に対して、個人情報取扱責任者を定め、個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止など、条例第 1 0 条及び個人情報取扱事務委託基準に基づく個人情報保護措置を求めること。
- 4 委託契約書に基づき、再委託を承認する場合は、再委託先に対し、個人情報の取扱いについて、委託先に求める内容と同様の個人情報保護措置を求めること。

- 5 本件調査の実施にあたっては、調査の性質に鑑み、本人、家族等が、収集する個人情報の内容や収集した個人情報の利用方法を十分理解した上で調査に同意できるよう、調査依頼の際には本人、家族への具体的な説明に努めること。

(答申に関与した委員の氏名)

柳井健一、島村健、赤津加奈美、近藤亜矢子、嵯峨嘉子